

年齢	負担割合	所得区分 [限度額認定証の表記]	所得要件
69歳まで	3割 (小学校入学前 の方は2割)	上位所得1[ア]	901万1円以上(※1)
		上位所得2[イ]	600万1円～901万円(※1)
		一般1[ウ]	210万1円～600万円(※1)
		一般2[エ]	210万円以下(※1)
		低所得[オ]	世帯に属する方全員の市区町村市民税が非課税の場合
70～74歳	3割	現役並みⅢ	課税所得690万円以上の方が一人でもいる場合
		現役並みⅡ [現役並みⅡ]	課税所得380万円以上690万円未満の方が一人でもいる場合
		現役並みⅠ [現役並みⅠ]	課税所得145万円以上380万円未満の方が一人でもいる場合
	2割	一般	課税所得145万円未満の場合、 もしくは旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合
		低所得Ⅱ[Ⅱ]	世帯に属する方全員の市区町村民税が非課税の場合
		低所得Ⅰ[Ⅰ]	世帯に属する方全員の市区町村民税が非課税かつ全員の総所得が0円。 (年金所得は控除額を80万6,700円として計算)

(※1) 総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた後の金額です。